

松本市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組方針～

松本市通学路交通安全推進協議会

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、松本市では平成24年8月に各小中学校の通学路の危険箇所について、教育委員会、警察、道路管理者などの機関が連携して緊急合同点検を行い、必要な対策について協議しました。

この緊急合同点検の取組みにより、一定の成果が得られたことから、引き続き関係機関が連携して通学路の安全確保に取り組むため、平成25年2月に通学路安全対策庁内連絡会を設置し、平成25年度には夏と冬に合同点検を実施しました。

今後は、関係機関の更なる連携強化を図り、また、地域の協力を得ながら児童生徒が安全に通学できるよう「松本市通学路交通安全プログラム」（以下「プログラム」という。）に基づき、計画的かつ継続的に通学路の安全対策を実施し、安心して通学できる通学路の確保を図っていきます。

2 通学路交通安全推進協議会の設置

- (1) 関係機関の連携強化を図るため、次の組織から選ばれた者をメンバーとする「松本市通学路交通安全推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置しました。

- ・国土交通省関東地方整備局長野国道事務所
- ・長野県松本建設事務所
- ・長野県交通安全運動推進本部松本地方部
- ・松本警察署
- ・松本市（建設部、住民自治局、交通部、教育委員会）

【庶務】

- ・松本市教育委員会学校教育課

※各小中学校は、PTA及び町会の窓口になり、学校教育課と連絡を密に行うものとします。

- (2) 協議会の役割

プログラムに基づき、合同点検の実施、対策の検討及び実施、対策効果の把握、対策の改善及び充実など、計画的かつ継続的な通学路の安全確保に向けた検討を行います。

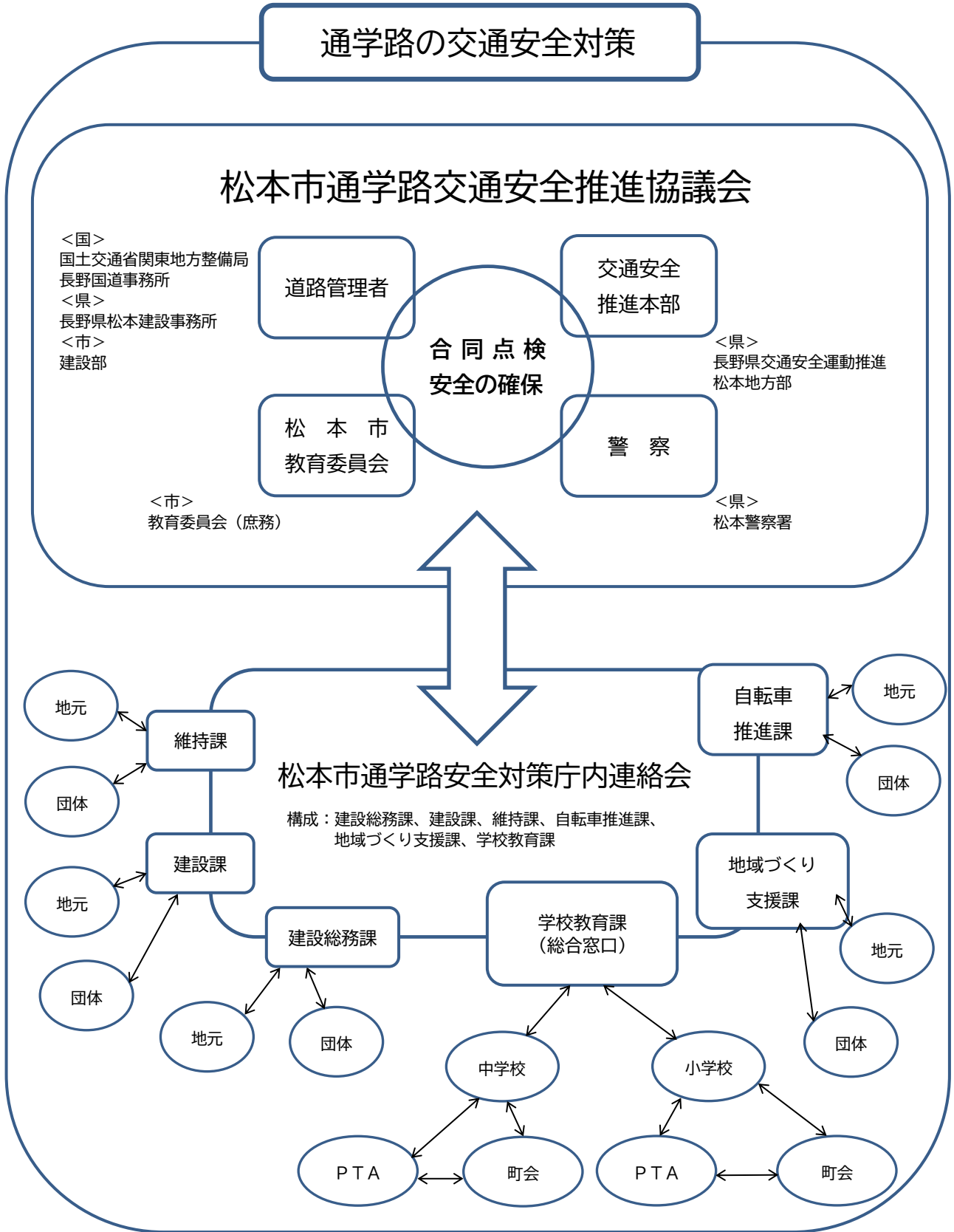
- (3) 通学路安全対策庁内連絡会（以下「庁内連絡会」という。）の設置

協議会での検討を円滑に行うために、松本市の関係課で構成する庁内連絡会を設置します。

庁内連絡会は、協議会の下部組織として、各小中学校の状況をとりとまとめ、協議会で検討すべき内容を整理します。

構成：建設総務課、建設課、維持課、自転車推進課、地域づくり支援課、学校教育課

【通学路の交通安全確保を目的とした組織図】



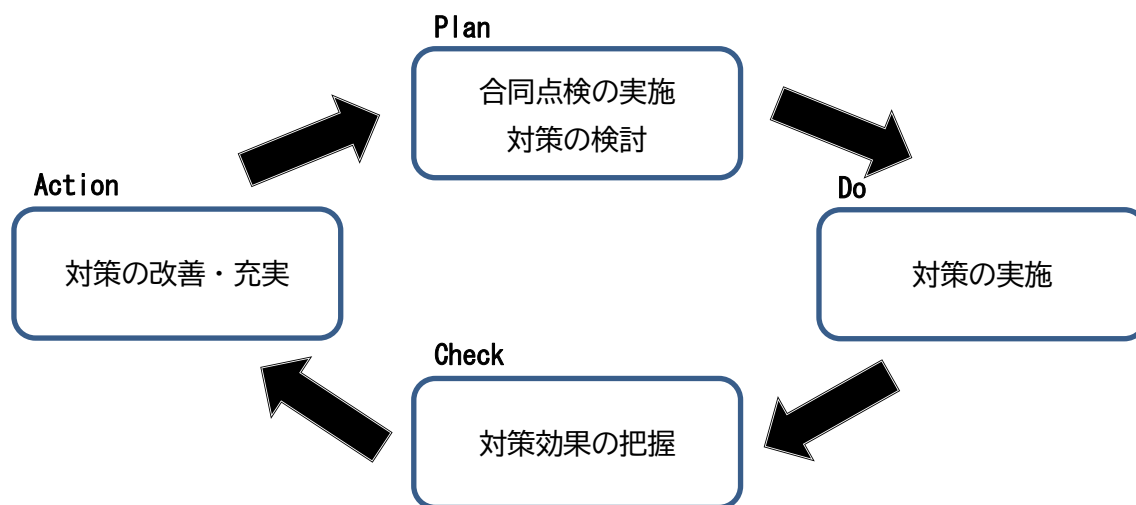
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

計画的かつ継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組みをP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのP D C Aサイクル]



(2) 定期的な合同点検【Plan】

ア 定期点検の実施時期

(ア)春と秋の全国交通安全週間に合わせ、各小中学校においてP T A及び町会と連携をとり、通学路の安全点検を行い、点検結果を学校教育課へ報告します。

(イ)学校教育課で取りまとめた各校の危険箇所一覧を庁内連絡会で整理し、合同点検を実施します。(年2回適宜)

(ウ)協議会を開催し、整理した情報を共有、対策方針を検討します。

イ 合同点検の体制

(ア)合同点検については、学校関係者及び協議会メンバーにより行います。

(イ)危険箇所のうち、対策及び担当部署が明確になっている箇所については、担当部署が現地調査を行い対応するものとします。ただし、現地調査の結果、合同点検が必要であると判断した場合は、合同点検を実施するものとします。

(3) 対策検討【Plan】

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道

整備や防護柵設置等のハード対策や交通規制、安全教育等のソフト対策の具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施【Do】

対策の実施に当たっては、対策が円滑に進むよう、関係機関で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握【Check】

合同点検の結果に基づく対策実施後の箇所について、実際に期待した効果が上がったのか、また、児童生徒等が安全安心になったと感じているのか等を確認するため、対策実施後の安全点検時に学校及びPTAが調査を行い、危険箇所とともに報告します。

(6) 対策の改善・充実【Action】

対策実施後も合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に図ります。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

点検の結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。